

ごあいさつ	2
特集 21世紀へ向けたSPFの新たな試み	4
〔はじめに〕パラダイム変革と民間公益活動	5
〔座談会〕具体的な事業策定へ向けて 第3期中期事業ガイドラインの問題意識	8
事業概要	17
一般事業	
・多元的価値観の共存に向けて	17
・豊かな社会の創造と民間非営利活動	23
・世界の中の日本とアジア	30
・運輸・海事に関わる事業	32
特定基金事業	
笹川太平洋島嶼国基金事業	33
笹川日中友好基金事業	38
笹川中欧基金事業	44
笹川南東アジア協力基金事業	47
事業総括	54
2000年度事業総覧	56
2000年度財務報告	60
役員・評議員名簿	62
職員名簿	63

本文の見方

- 1. 事業区分
- 2. 事業名
- 3. 事業形態および実施者名*
- 4. 事業費**

* 実施者名については、日本および中国以外は英文名で表記しました。SPFの自主事業については「自主」、他組織に助成金を支出した場合は「助成」「部分助成」、他組織に事業を委託した場合は「委託」と表記しました。
 ** 2000年度の事業費を掲載しました。なお、完了事業については事業費総額も表示しました。

 で表記した事業は、前出の  の事業を構成する事業です。

ごあいさつ

笹川平和財団(SPF)が設立されて15年。この間、日本で、そして世界で起きたさまざまな変動については、こと細かに申し上げるまでもないと思います。この激動が果たして一段落したのか、それともまだその過程にあるのか、判然としません。しかし、寄せる波、返す波があっても、潮の満ち引きは知ることができるように、この期間を通じて、いくつかのはっきりした方向が見えてとることができるようになりました。

そこで、これから何年かのSPFの進路を考えると、いわば争う余地の少ないと思われる方向を2つだけ指摘し、今後の座標軸を示す試みに代えたいと思います。

その第1は、情報化社会の深度化です。「深度化」などという耳慣れない言葉を使うのは、奇をてらうためではなく、ほかに適切な表現が見当たらないからです。IT革命などといわれますが、情報技術の発達には社会の情報への依存度を高めることとなります。これは、役に立たない情報の山の中で途方に暮れる人を産む一方で、その整理役や「目利き」のような機能に対する要求を強くすることとなります。もしかすると、そうした機能自体が1つの知的生産行為だとみなされるようになるかもしれません。

と同時に、高度情報化社会では、これまでその存在さえ知られることがなかった、さまざまな価値観や使命感の存在が認識されるようになります。そうした主張は人々に影響を与え、場合によっては説得しようとするのが常ですから、ここに摩擦が発生することは避けられません。しかし、皮肉なことに、破壊をもって創造の前提としたこれまでの方法論は禁じ手になっています。したがって、それに対処するためには、お互いの存在を認め合うしかありません。すなわち、「これだけは止めておこう」という合意を成立させる、ということです。より「深い」情報が必要とされると同時に、ここにも行司役や「仲人」のような機能が必要とされることとなります。

そのいずれもが、知恵に長けていて、肩ひじを張らない存在であることが望ましいとなれば、民間の非営利組織(NPO・NGO)がうってつけだということになります。NPO・NGOはしかし、自薦の組織である、という意味において、正統性・答責性といった面で基本的



な制約をもつことは周知のとおりです。それらに真正面から応えようとする努力それ自体が、深度化する情報社会における存在証明にほかならないことは、ぜひ付言しておきたいと思えます。

第2は、アジア地域が世界に占める比重の増大です。アジアという言葉は、中央・南・南東・北東のすべてを含む広い意味で用いられますが、ここでは南東から北東にかけての地域を念頭においています。最近あまり元気がないとはいえ、すでに世界第2位の経済大国である日本、さらには韓国、そしてASEAN諸国の重要性は言うまでもありません。しかし、それに加えて、中国のもつ意味が決定的になります。中国を含んだアジアでなければ、そもそもアジアについて語る意味がない、と理解していただきたいと思えます。「開かれた地域主義」という考え方がどれほど現実に可能なものであるか議論する知識はありません。まして中国を含んだアジア地域主義がどのようなものとなるか、いかに可能かを予言する能力もありません。「知者不言、言者不知、是謂玄同。（『老子』知者不言章第56）」、ということかもしれません。

しかし、1つ確かなことは、この地域から西欧、あるいはイスラム圏に向けての働きかけが、これまで経済に偏っていたという事実です。ものの見方、考え方、あるいは受け取り方といった文化・歴史的な背景のありようを、きちんとした形で伝達しようという努力がアジアの側に欠けていた、あるいは不足していたことは否めません。この努力なしでは、しっかりした対話は成立しません。まして、相互の情緒的な反発がいかに不毛であるかは、多言を要しないでしょう。

この分野においても、SPFのような組織が果たしうる機能は大きいと思えます。

皆さまの、これまで以上のご助言、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

笹川平和財団会長 田淵 節也

特集

21世紀へ向けた SPFの新たな試み



はじめに パラダイム変革と民間公益活動
座談会 具体的な事業策定へ向けて
 第3期中期事業ガイドラインの問題意識

はじめに

パラダイム変革と民間公益活動

笹川平和財団理事長 入山 映

曹洞宗の開祖道元によれば、「飛び去る時間としての『飛去』だけを見るのではなく、経めぐる時間である『経歴』をもとらえる必要がある。それが悟りの立場だと観念するのだ」とのことです。

SPFは、飛び去る15年間で過ごしました。悟りの境地にはほど遠いのですが、この年月を経めぐるものとしてとらえたとき、この中から何を学ぶのか、何が明日に連なるのか、という問いかけをすることになります。そして、その問いかけの作業の成果が、21世紀初頭の5年間に向けてのSPF第3期中期事業ガイドラインだと考えています。

飛去する時間は、永遠に続くかと思われていた冷戦構造の崩壊、繁栄を高らかに謳ったアジアの、そして日本経済の停滞、さまざまな努力にもかかわらず継続する南北格差、そして何よりもポストモダンの混乱にみられるような人々の帰属意識の喪失を生み出しました。

しかし、これを経歴として観想すると、いくつかの道筋が豁然として浮上してきます。

飛去する時間のもたらしたこれら4つの事例、そしてSPFがこれまでに採用してきた3つの枠組み、すなわち「非公式な多角的対話」「クニを離れた地域の国際化」そして「国際的視野における民間非営利活動の活性化」に則してこの道筋を明らかにすれば、おおよそ次のようなものになるでしょう。

まず第1に、国民国家像の大きな変質です。これにはいくつかの現れ方がありますが、国内問題と国際問題の境界線が限りなく曖昧になってきたととらえるのが一番わかりやすいでしょう。それは、世界的な相互依存関係の深化と言うこともできますし、いわゆるグローバル化の進行と表現してもいいでしょう。しかし、近未来に国民国家が消滅するとは考えにくいですから、かつてクニの専権事項であると考えられていた事柄について幾多の影響因子がかかわるようになってきた、その調和と統合が新たな問題になってきたということだと思います。

そうすると第2に、伝統的にクニの枠内において、政府と家庭・個人の間の公共的空間におけるプレイヤーとして機能してきた民間非営利組織(NPO・NGO)が、必然的に国際的な空間にも大きく進出してくる、あるいは大きな影響因子として機能するようになってきます。しかし、クニの枠内で、クニの強制的な規範によって成立しているNPO・NGOの働きを、そのまま国際公共財の供給システムにあてはめるのは、合理的でないのみならず、危険でさえあります。公共領域で飛躍的に活動の場を拡大しつつある民間非営利組織の新しい行動規範、答責性(アカウンタビリティ)の確保、選挙によって選ばれたわけでもないNPO・NGOが「公益」に影響を及ぼすことの正当性の論証、といった問題が浮上するはずですが。

第3に、こうした一連の変化は、これまで誰も疑いを抱かず、いわば所与のものとして感知していたパラダイムに変革を促すこととなります。例示すればきりがありませんが、一番典型的なのは、部分的な改善の集積がシステムの改善を生むのか、という「合成の誤謬」の議論でしょう。開発による産業構造高度化、先進国における知的所有権の保護、科学技術の驚異的な発達と人類の福祉、さらには固有の文化的伝統尊重と多角的価値といった諸問題は、このコンテキストで捉えれば問題の所在がはっきりするように思われます。

この道筋のうち最初の2つは、SPFがこれまでに歩んできた足跡とかなりの部分において共通します。「クニを離れた」ということは「非公式の」ということです。市民ボランティア、NGO、地域共同体など、国家や国際機関に代わるさまざまな自発的な「行動主体」による、二者(バイ)よりは多者(マルチ)による対話の志向、さらにはそれら行動主体のキャパシティ・ビルディング、

国際的な民間非営利活動の吟味とその社会装置化、非営利組織の正統性を確保するための評価の体系化 こうしたSPFの活動をユニークなものにしてきた手法は、巨視的にみれば、この2つのお釈迦様の掌のうちにあったことがわかります。

そして、15年の時間を経めぐって、新たな形が生まれました。今回の中期事業ガイドラインでは、世界に無数に存在する不具合の根っこのところにある問題意識を「少し抽象のレベルを上げて考えてみよう」という試みを採用しました。

さらにSPFは、地域的特性か、それらを貫く問題意識かという、財団の活動領域を定めるにあたっての古典的な命題に取り組むべく、一般基金と、太平洋島嶼国・日中・中欧・南東アジアの4つの地域基金という構造の下で事業を展開してきました。この構造はこれからも変わりません。しかし、超低金利という氷河期が当分継続する中では、これまでも増して、これらの基金相互間の相乗作用、あるいはシナジーを追求していくこととなります。

自身が民間非営利組織であるSPFがこれらの道筋をたどろうとする場合、換言すれば、より不具合の少ない社会に向けての努力をしようとする場合、大別して2つの方法があります。その1つは、自らが「よりよい社会を実現しよう」という行動的立場と手法をとることです。そしてもう1つは、「よりよい社会を実現する方法を考えよう」という、より抽象的、理論的な方法を採用することです。SPFは、その比較優位、あるいは資源的与件から、後者の途を選びます。

その最も端的な現れが、今回ガイドラインの「柱」の1つになった価値観・パラダイムをめぐる問題意識です。文化的伝統の尊重と多元的価値観の共存の象徴的事例として、イスラムにかかわる諸問題を扱います。また、大量生産・大量消費・大量廃棄という産業社会構造に代わるどのようなパラダイムが可能か、さらには科学技術の進歩とその社会的受容を生命倫理という側面からみるとどうなるかといったアプローチを、単なる知的実験に終わらせない工夫をしてみたいと考えています。

同様に、NPO・NGOの正統性や答責性をめぐる理論的課題も、単に理論的なレベルにとどまるものではありません。それは公共財供給をめぐって、公益概念の再定義という優れて社会的な課題に連なるのみならず、事業評価というツールを磨くことによって、このセクターの機能に対する広汎な市民的支持の実現を促すことにもなっていくはずで

また、アジアの中の日本、世界の中のアジア、ひいては世界の中の日本という位置づけの中で、笹川南東アジア協力基金と一般事業のシナジー効果を追求することも重要です。通貨危機、高齢化社会、経済成長、市民社会といった問題は、いずれもクニあるいは地域に固有の問題として処理される部分と、共通する課題として取り組むべき部分が混交している、という認識に立脚しています。

とはいえ、残念ながら我が国では、『公』は『官』に依存していればいい」という風土がまだまだ強いように思われます。『公』の分野に取り組もうとしているSPFの仕事を単なる自己満足に終わらせないためには、「いきいきとした民間公益活動が、明日の日本に、アジアに、そして世界に必須のものである」という認識が広く共有されるよう努力することが何よりも大切です。そのためには、民法34条¹⁾、憲法89条²⁾に象徴される日本の法体系は変えていかなければなりません。そして、それはもはや日本国内だけの問題ではないのです。

1) 民法34条

公益法人の設立に所轄官庁の許可を必要とするとの規定（明治29年制定）。公益性（社会一般の役に立つかどうか）の判断を、官庁に委ねることを意味している。そして、所轄官庁による公益性認定が得られなければ非営利法人は設立できず、税制面などにおいてさまざまな特典が得られない。これは、いわば公益を国家が独占するしくみを制度化するものであり、単なる手続き規定ではなく、国のガバナンス（統治機構）の根幹にかかわることである。この規定を変えなければ、国民が公益を担うしくみづくりが始まらない。

第151回国会（2001年）において、ようやく「中間法人法案に対する付帯決議」として、「政府は、非営利団体に関する法人制度について、国民生活における非営利団体の活動の重要性と将来性を踏まえ、社会の変容に十分対応できる制度とする観点から、公益性の認定の在り方等民法第三十四条の公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること」が決議された。

2) 憲法89条

公の財産の利用の制限を定める法律。「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

文字どおり読めば国による私学助成は憲法違反ということになるが、通説は「公の支配」をゆるく解釈して、法律によって設立や運営にある程度の国の関与があれば、公の支配に属しているとする。しかし、仮にゆるい解釈をとったとしても、国内法になんらかの定めのある公益法人などはともかく、何の法律の定めも受けないNPOや海外のNPOに対する支援はどう解釈しようとしても無理がある。国際的なNPO活動の高まりの中では、憲法改正が必要であろう。

[座談会]

具体的な事業策定へ向けて

第3期中期事業ガイドラインの問題意識

司会	関 晃典	SPF常務理事・事業部長
	入山 映	SPF理事長
	白須 孝	SPF事業部調査役(研究主幹)
	田中弥生	SPF事業部上席研究員
	ラウ・シンイー	SPF事業部調査役(研究調査役)

1 多元的価値観の共存に向けて

市民と専門家の対話という方法論

関 2000年度半ばに第3期中期事業ガイドラインが策定されました。現在、SPFが実施している事業は、第2期ガイドラインから継続して取り組んでいる領域に属する事業もあれば、第3期ガイドラインで新たに登場した領域の下で軌道に乗りつつある事業もあります。あるいは、これから具体的に事業を策定していこうという領域もあります。皆さんがこれからどんな問題意識をもって、どんな方向に進んでいきたいのか、特に第3期ガイドラインの下で我々が新たに取り組むテーマについて、どんなアイデアをもっているのか、自由に語っていただくというのが今日の目的です。

まず、ガイドラインの第1の柱「多元的価値観の共存に向けて」について伺います。ここでは特に、我々にとって新たな領域である「文明の諸問題に対する総合的理解の試み」について話したいと思います。

入山 この領域のテーマとしては、異文化・異文明、特にイスラム文明との相互理解、科学と生命倫理、経済発展パラダイムの見直しという3つになるね。まずイスラムから始めると、今回のガイドラインの前段階としてイスラムをめぐる問題の所在について4回の朝食会を開いた。それがアラブとアジア・イスラムについてのいくつかのプロジェクトにつながっていくわけだ。

ラウ アラブ世界のボランティア活動の調査をはじめ、我々はイスラム、あるいはアラブ社会に関する事業をこれまでいくつか手掛けてきましたが、まだこの分野で現地で我々のプレゼンスを確立するところまではいっていませんね。

関 過去2年、我々は中東のオピニオン・リーダーを集めてワークショップや首脳円卓会議などを行ってきました。ああいう形でSPFのリソース・パーソンを確保することが先決でしょうね。そして将来は、その人脈をベースとして、アラブ・フォーラムのようなものをつくっていくことができないかと考えています。それが、プレゼンスにも通じます。

ラウ 私は、一般の人たちがわかりやすい形で、専門家と対話する機会がつかれないかな、と思っています。たとえば、欧米諸国も我々アジアの人間も、どうもイスラムに対して誤解がある。だから、「いや、違うんですよ」ということを、イスラムの人たちがイニシアチブをとって対話する機会を提供する。この方法論は、ほかのテーマにも共通するでしょう。

田中 その手法の具体的な例が、コンセンサス会議でしょう。これは、遺伝子組み換え食品など、高度に専門化された科学技術について、市民の意見を専門家集団に伝えたり、政策に彼らの意見を反映させようという対話手法です。

具体的には、あるテーマを設定し、参加市民を募ります。そして市民グループの前で専門家が講義をする。その後、市民だけで集まり、自らの意見をまとめる。意見がまとまったところで、専門家にそれをフィードバックするのです。



このプロセスをファシリテーターが総括して、最終意見をまとめた報告書を作成します。このテーマそのものはむしろ生命倫理に関係が深いと思いますが、手法はいまのラウさんの問題提起と共通性が深いと思います。

文明対話の切り口

ラウ もう1つ関心があるのは、ある特定の分野、たとえば科学分野をめぐって、インドの文明、中国の文明、イスラムの文明、キリスト教の文明の中でどういう対話ができるか、ということです。たとえば、原子力というテーマを、中華科学思想家はどうみるか、イスラムの人々はどのような見方をするか。結局これは科学史と哲学の話になってくると思うのですが、そういう対話を、各文明を代表する人たちに議論させてみる価値はあると思う。一番手をつけやすいのは、やっぱり医学でしょう。東洋医学と西洋医学ですね。

田中 文明対話のもう1つの切り口は、宗教の役割だと思えますね。この間、ある僧職の方から伺ったんですが、東京大学の新領域創成科学研究科で、仏教の視点からの生命倫理を教えているそうです。彼は、キリスト教にしてもイスラム教にしても、生命倫理に関するきちんとした思想というものを提示しているのに、仏教だけが提示していないことに強い問題意識をおもちのようでした。

関 キリスト教にしる、仏教にしる、イスラム教にしる、絶対にやってはいけないと規定していることを、コーランなり、聖書なりをベースにしていっぺん整理してみる必要があるでしょう。するとそこから文明の衝突、矛盾のようなものが出てくる。カール・ポパー流です。

田中 たとえば、イギリスは遺伝子組み換え食品を拒否しましたよね。フランスでも、DNA判定は裁判所の許可がないと親子でもできない。こうした「現象」の背景には、それぞれ宗教的理由があるんですよ。

白須 2001年5月に、日本人の研究者2人が、遺伝子を盗み出したとしてアメリカ当局からスパイ法違反で告発された事件があったでしょう。真相のほどはわかりませんが、あれは、生命倫理、先端科学技術、産業、国家間の利害対立というさまざまな次元の問題がミックスして、あのような形で表面化したきわめて具体的な事例です。この事件を核にして、なぜああいうことが起こるのか、この先、どのような形で処理されていくのか考えてみるのは面白いと思う。

入山 生命倫理の問題を知的所有権というところにもっていくのも面白い。その対象となりうるもの、してはいけないもの、対象となるものについては、いったい誰がそのコストを負担するかという議論になる。もしかすると、東洋流、西洋流、イスラム流のような比較ができるかもしれない。

田中 テーマがイスラムから生命倫理のほうに移ってきているようですが、これについては具体的なプロジェクトを策定する前段階として、どの分野でどの先生が何を研究しているかという、いわゆるマッピングの作業が進行中です。この方々に問題の所在を指摘していただく。そのあとが市民とのインターフェースになります。



A. Iriyama

サステナビリティの意義を問う

関 「経済発展パラダイムの見直し」の領域ではどんなことを考えているんですか？

白須 一言で言えば、サステナビリティに代表される従来の開発パラダイムの再考です。日本のような先進国におけるサステナビリティと、絶対的貧困に直面している開発途上国におけるそれとを同列に論じることに矛盾はないでしょうか。

トルコ南西部のアナトリア地域では、アタチュルクダム建設を核に地域総合開発に取り組んできました。先日、その見直しのための会議がUNDP（国連開発計画）の主催で開かれて、久々に開発の現場に行ったのですが、そこでのサステナビリティというのは、人権やヒューマン・セキュリティという言葉に翻訳されて、ほぼそれだけが議論されている。具体的な事業は、女子高校をつくるとか、ストリート・チルドレンをなくすとかが、そういう次元の話ばかりなんです。

それは決して悪いことではないんだけど、では、アナトリアという地域を全体として将来どのように発展させていくのか、トルコ政府の開発のビジョンは何か、という話は何も無いのです。本来のサステナビリティの議論では、その国の国民が産み出した資源に基づく発展が理想なのでしょうが、そうはできないのを承知で、先進国や国連機関の援助に依拠しながら持続可能な開発というキャッチフレーズが独り歩きするという矛盾に陥っている。

入山 サステナビリティといえば、ノーマン・ボーログ博士（食糧増産計画『緑の革命』の推進者。1970年にノーベル平和賞を受賞）の言葉が忘れられない。「どれほど多くの人々に、どの程度の生活を、どれほどの期間をかけて」サステナブルにするかを定義しなければこの言葉には意味はない、と彼は言っている。この延長線上で、サステナブルか、という疑問を投げかけるのは正当だと思う。ただ、疑問を投げかけることは、必ずしも新しいフレームワークを提示することにならないのではないか。

白須 ただし、答えが見つかるかどうかは別にして、その疑問をもう少し考えてみる必要はある。それともう一つは、それは本当にできることなのか、という意識をもう少しレベルアップして問いかけの作業をすること。

ラウ 中国を具体例にあげると、第9次5カ年計画で中国は8000万人の人たちを、いわゆる貧困層から引き上げたわけですよ。これは世界銀行がこの10年やろうとしてできなかったことです。

たとえば砂漠化の問題で、中国は45度の斜度の土地は工事してはいけなく、農業用地にはいけない、木を植えなさいと言っているわけです。中国は、着々とサステナビリティという問題に取り組んでいます。要するに、パラダイムの価値観の問題だと思うのですが、どのようにパラダイムシフトをみていくかです。

開発パラダイムをやる時に、中国のプレゼンスにはやっぱりウエイトをおいていかなければならないでしょう。

入山 それを東南アジアの諸国がサポートしていく。中国抜きのアジアというのは考えにくいし、

また軍事的な要素を別にすれば、そうしたいと考えている人も少ないだろう。

ヨーロッパのOSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe) のようなものに発展できるかどうかは、その要素もあっては難しいだろうけれど、開発コンセプトに関する限り、考え方の共通項を見つけるのにそんなに無理があるとは思わない。開発についての合意が経済一般についての合意に発展する可能性はある。

広義の安全保障に対する合意だって夢ではない。具体的な第一歩としては面白いんじゃないかな。

田中 いわば実験的な意味合いで始められた事業として、地域通貨をインターネットを通して促進してみようという試みがあります。地域通貨の試みは、我々があたり前のように思い込んでいる貨幣経済を根底から考え直す機会を提示しているところがあります。地域通貨をテーマとする場合、具体的に展開するための支援アプローチと、理論や法制面からアプローチする方法があるでしょう。「経済発展パラダイムの見直し」としてとらえるなら、後者のアプローチが向いているかもしれません。

手段としてのメディアと目的としてのメディア

関 「情報の共有と地球社会へ向けての発信」というのも、第1の柱の大きなテーマの1つですよ。これまでも、テレビやインターネット、セミナー、出版といろいろなツールを使って知的情報の発信に取り組んできて、それなりの成果をあげたわけです。その次は何かというと、「メディア」というテーマをどう考えるか、ということでしょう。

白須 2つに分けて考えると、メディアを手段としてどう使うか、ということが1つ。もう1つは、メディアというものを目的にして、それを強化するということですね。

田中 メディアを手段とすることは、これまでSPFが事業の一環として常時やってきたことです。しかし、メディアを目的とすとなれば、異なる発想が必要になると思います。

たとえば、メディア上で双方向あるいはマルチの対話をつくっていくこともあるでしょう。しかしこの場合、参加も退出も自由ですから、魅力的なテーマを設定するセンスが求められるでしょう。**ラウ** 我々はいままで、ラジオ、テレビ、活字を利用した活動はいろいろやってきましたが、デジタル・ディバイドの問題には手を付けていません。ITの時代がくる前は、たとえばラオスと日本の人たちは物理的に対話ができなかったのが、いまではインターネットというメディアを使ってデジタル・コミュニケーションすることによって、その距離を縮めることができるようになりました。メディアの強化という面で考えると、ITを生かした対話促進や教育ということも考えられるでしょう。

特に技術の進歩によって、もはや言語の障害が問題とならない、という時代がすぐそこまできているからなおさらです。

2 豊かな社会の創造と民間非営利活動

民法34条の見直しへ向けて

関 では、だいたい第1の柱はこれぐらいにして、第2の柱（「豊かな社会の創造と民間非営利活動」）に移りましょう。

前ガイドラインから実施している、予防外交に関する事業や、環境分野の人材育成の事業などは、この柱に含まれていて、今後も引き続き実施していくわけですが、民間非営利活動の機能強化や調査研究に関する事業について、田中さんの構想は？

田中 いまは、非営利セクターの評価に関する事業が中心です。これは着手したばかりですが、ほぼ軌道に乗りました。一方で、アジアや南部アフリカの資金仲介インターメディアリの啓蒙や調査など、非営利セクターの資金問題をテーマにした事業は一段落といったところです。ただし、SPFは伝統的に公的セクター、企業セクターと非営利セクターの協働に力点を置いています。その意味での作業はこれからも続きます。

民間非営利組織の評価の問題をやっていると、最終的には民間非営利組織のガバナンスと正統性の問題になっていくと思いますが、そうするときわめて抽象的な話ばかりになってしまいます。私が財団全体に関するコンサーンとして持っているのは、SPFは海外でのビジビリティはあると思うのですが、国内では何をやっているかが明らかでない、あるいは難しくてわかりにくいという点です。もう少し国内に軸足を置いて、国内の民間非営利セクターに対して、論理的にものを考えたり、サポートをするというスキームを考えてみたらどうかと思っているのですが……。

関 我々はもう少し胸を張って「こういうことをやっています」と国内に向けて発信したほうがいいのではないのでしょうか。少し戻るけれど、これはメディアを手段にするという話にも結びつきません。たとえば、SPFの助成先の人たちが日本にきた時に、彼らを講師にしてメディア関係者との放談会をやる。そこで、マスコミに我々の事業を評価してもらおうとともに、SPFの理解者を増やしていく。

ラウ SPFはこれまで、日本はNPOあるいはシビル・ソサエティについては発展途上国だという視点に立脚して事業展開してきたわけですね。

田中 SPFの事業の成果として日本NPO学会が設立された、という実績はあるのですが、それ以外は、日本はシビル・ソサエティの発展途上国だと言いながら、SPFはあまり日本のことをやっていない。

入山 いま田中さんの言った国内に対する問題意識という点では、僕は民法34条問題をぜひやるべきだと思う。要するに、ノンプロフィットに関して、100年前にできた民法の条文を、100を超える特別法でつぎはぎ細工をしているのが現状でしょう。しかも、法人設立が許可主義で、設立後も主務官庁の無用に煩雑な指導監督を受けるのみならず、肝心の公益の定義が曖昧だ。



A. Seki

こんな基本的なところを現状のままに据えおいたのでは、何をやっても絶対うまくいかない。日本におけるシビル・ソサエティだ、NPOに元気を出せ、というのは空論にすぎない。

今回、第151回国会で、百何番目かの「中間法人」といわれるものができる際に、山崎正和先生（劇作家・東亜大学学長）や構想日本代表の加藤秀樹さんの働きかけもあって、民法34条の見直しをすべし、という付帯決議が成立したのは願ってもないタイミングです。

「公益法人は伏魔殿で、NPOは何かいいものだ」という誤解は根絶されなければならない。そのためには、オカミだのみではなく、公益法人自身がアカウンタビリティを確保する方法を主張する、ということです。

SPFのアプローチを考える

田中 でも、結局その問題に取り組むには、インテリジェンスのストックが必要で、そうするとこの領域のもう1つの構想に結びつくんです。つまり、大学院のNPOコースのネットワークづくりです。いま、タイ、インドネシア、韓国などで大学院のNPOコースができてはじめています。残念ながら、日本ではほとんどないに等しい状況ですが.....。

白須 そうして、コースをつくるだけではなく、カリキュラムまで考えて、NPO先進国のアメリカのカリキュラムを輸入したNPO講座ではなく、アジアの状況に適したコースをつくっていく。

関 国内に軸足を置くというのも1つの方向ですね。だけど、せっかくここまでやってきた、特にアジアを中心とした直接的なNGO支援活動、これはいままではNGOの資金調達のための情報整備などでやってきたんだけど、こういった事業を、何か別の切り口でできないでしょうか。

白須 せっかくやってきたといえば、イスラムのことをやり始めたのだから、もう少しそれに精力を傾注して、イスラムのシビル・ソサエティの実態解明調査や、その評価を行うことも積極的な取り組みに値するのではないのでしょうか。

ところで、グラスルーツのNGO支援事業は、SPFでも過去にいくつか経験がありますよね。現地事務所がないと難しいとか、いろいろ問題はあるが、それについて再考するというのも1つでしょうね。

最近設立された日本評価学会で、評価者のキャパシティ・ビルディングをしようという動きがあります。ODAにからんで、途上国の人たちに事業評価能力を移転していこうという狙いのようにです。主として、東南アジアで評価を定着させるという支援方法もありますよね。

ラウ そこでSPFのアプローチというのは、評価者の能力向上までするのか、アドボカシーをするのか、そこが悩みですね。つまり、評価することはいいことだからやりましょうよ、とアドボカシーをしていくアプローチのほうが、我々のアドバンテージがあると思うのですが.....。

人材育成は、お金もかかるし、ちょっと我々には荷が重いという気がします。また、アドボカシーと並行して、SPFがやってきたプロジェクトを、やっぱり1年間に1、2件、外部の人に評価して



T. Shirasu

もらうべきでしょう。僕個人の関心としては、やはり人物交流に関する事業について整理してみる必要があると思うんですね。

非営利組織のミシュラン

田中 たとえば、評価のためのファンドをつくるというのはどうでしょう。つまり、評価ができるようなインフラストラクチャー、評価者の育成も重要ですが、一方、評価するには必ずお金がかかります。非営利セクターのようなお金がないところでは、事業とは別に評価のためのグラントがないとなかなか評価まで手が回りません。

白須 評価ファンドというのはいい着眼点かもしれない。ただ、市民社会があって、NGOやNPOが存在する。NGOやNPOに個人が寄付をして、NGOは寄付されたものを有効な使い道だと称して使っているんだけど、果して本当に有効かという話でしょう。そうすると、市民社会が深化していくためには、やっぱりある目的を実現するんだといって旗を掲げて活動していく人たちと同時に、旗や活動内容が本当に有益かを問うウォッチドッグを市民社会の中で作りださなくてはならない。

そういう意味で、評価ファンド、評価のために使える金を集めるNGOやNPOをつくれるかどうかということも、日本の市民社会の中で問われる道筋だと思う。それができれば、ちょっと懐疑的な市民は、ウォッチドッグのほうに資金を投ずる。そうやって何年かやっていると、非常に健全な社会になるでしょう。

ラウ 行政の事業評価は、政府が予算を使ってやれば良いと思うんです。非営利セクターをどうするかを中心に据えるというのは同感です。

田中 事業のいくつかについて、評価のためにグラントを出すという約束ごとをつくったらどうです？

白須 それは意義があることかもしれない。結果的にそれがNPO、NGOを育てていくことになるし、活動の正統性の確保につながる。

入山 それから、やっただけでは駄目なんだよ。結果はこうでしたというのを、広く世に知らしめなければ。

白須 そしてそれがNPOの淘汰、再編にもつながる。

ラウ 民間企業は、スタンダード・アンド・プアーズとかムーディーズがランク付けをしているけれど、非営利組織の格付けをやるっていうのはどうでしょう。基金10億円以上の組織は、必ず毎年評価を出しなさいとか。

関 それで格付けAを取れば、免税措置をくれるとか。

ラウ 国民に対して一番明解なのは、格付け1位、2位、3位ということですからね。

入山 いいね、非営利組織のミシュランだな。



Y. Tanaka

田中 リーダーシップをとるのは財界とNPOがいいんじゃないでしょうか。

関 NPO、NGOを支援したい、何かしてみたいというのは皆が思っていることですよね。格付けのいいところには1%クラブならぬ3%クラブでやるとかね。これの配分をする時に、格付けをベースにしていきたいと思いますよ。

世界の中の日本とアジア

東南アジアの集団的自衛権

関 では最後に、第3の柱「世界の中の日本とアジア」について。この柱については、特に南東アジア協力基金と連携をとりながらの活動になりますね。

白須 我々は第2期ガイドラインの中の「開発と移行経済：東アジアモデル」というテーマの下、東アジアの経済発展の経験の発展途上国への移転、あるいは日本の経験の移転をやってきたわけです。この延長として、地域経済圏の問題が当然あると思いますよね。

ASEANができて、次は広い意味でのアジア経済圏、円経済圏。それともう一つは環インド洋と中東という地域経済圏的なものがあるわけですね。その中にどうやって経験を移転していくか、あるいはどうやって共存していくのか。

入山 純粋な経済問題、あるいは純粋な通貨問題として扱うだけでなく、それに安全保障のエレメントをなんとか組み込めないだろうか。安全保障問題と経済問題というのは、裏腹でしょう。

集団的自衛権の問題で、日本は今後一歩踏み出さざるを得ないと思うけど、それを東南アジアがサポートするのか、断固反対なのか、それがわかるだけでもいいと思う。シーレーンの防御、アジアの貿易の安全な方向、それに対して日本が関与することに対して、賛成するのか反対するのかと。

東南アジアからみた安全保障問題、特に集団的自衛権の問題には、ぜひ取り組んでみたい。

白須 要するに、ヨーロッパにはEUがある。その裏腹にNATOというものもある。しかしアジアは、通貨危機なんかがあって経済面の協力という部分ではいいけれど、外から攻撃された時にどうするのか。そういう目で考えてみれば、アジアがどういう集団的な防御メカニズムを打ち出しているのかという話ですよね。

日本の集団自衛権の行使を、どういうふうに東南アジアの人たちが考えるか、ないしはどういうふうにするかという声を、我々が聞く機会を設けよう、という発想でやっていけばいいんじゃないでしょうか。

ラウ 第3の柱と南東アジア協力基金が連携していくという点では、WTOとか企業統治や公共統治など、どちらかという、経済発展のプロセスに関連するものは、主として南東アジア協力基金の事業としてやっていく。もう一方、ITの話とか教育改革とか、そういういわゆる成熟した経済制度を確立するための準備作業のようなものは第3柱に含まれていくと思います。



S.Y. Lau

アジア共通の問題としてのジャパン・プロブレム

関 具体的な話がいろいろ出てきましたが、そうすると第3の柱の方向としては？

ラウ ジャパン・プロブレムというのは、すなわちアジア・プロブレムなんです。少子高齢化を例にとると、人口が減れば税収が減る、そうするとODAも減るといことなんですよ。また日本に競争力がないというのは、日本の教育制度に問題があったからだとされています。

東アジアは、みんな日本型の開発をやってきたわけです。教育も受験教育だけ、創造力を養う勉強じゃないわけですよ。日本とアジア各国は共通の問題を抱えているんですよ。

福祉政策についても然り。日本は福祉政策を大幅に変えなければいけないし、東南アジアで福祉政策と呼べるほどのものをもっている国はほとんどない。アジア各国は60年代からずっと加工輸出型できたわけです。これから知識型経済へと変化した時にどうするのか。これは、教育とも関係する。こういう問題は、今後なんらかの形で取り組んでいかなければなりません。

田中 2年ほど前に、高齢化する日本社会での労働力の問題をテーマとする委嘱研究をしたことがあります。社会が高齢化すれば、若手労働力が減っていく。そうすると高齢者に労働力を求めなければならなくなる、という考えがあったからです。

このようなテーマは、日本だけでなく、たとえば韓国、シンガポールあたりでも近い将来共有することになるのではないのでしょうか。

白須 日本を除いても、アジア内の外貨保有高は6000億ドルだそうです。この大半がアジアの域内で生かされずに、ニューヨークとロンドンに流れている。つまり、安い金利で貸して、これを高い金利でまた借りる、という話があるんですよ。すると域内の通貨システムも何か考えなければいけないし、これは円通貨圏の議論にもなってくるわけでしょう。こういう問題について、エコノミストたちのグループに何か新しいメカニズムを考えてもらうというのもいい。

ラウ この問題に限らず、我々は外部のリソース・パーソンをもっと活用するべきでしょうね。知恵を借りるんだから、彼らの意思をまず大尊重して、我々はそれをサポートすることに徹する、という姿勢もこれからは大切ですね。

特に中央アジアからコーカサスに向けて視野を広げよう、という構想をSPFはもっている。その際には地政学的な視点が不可欠です。こういったプログラムには、これまでのアプローチとは異なったものが要求されます。

入山 それは大事な点だ。これまで財団のプログラム・スタッフというのは、暗黙のうちにインハウスを前提にしていたところがある。それには限らないということだし、同じインハウスにしても、週5日、9時から5時という枠組み以外の柔軟な対応がありうる。古い形での組織への忠誠心というか、インテグリティを知的生産を軸とした新しいものに置き換えていく部分もあっていいだろうね。